

【受領委任払いによる福祉用具購入費の支給の流れ】

① 福祉用具購入について、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に相談します。

※要支援１・２、担当ケアマネジャーがいない方は地域包括支援センターに相談してください。



② 福祉用具を購入する前に、町に事前申請をしてください。

〈提出書類〉

1. 介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任払い同意書（様式１）
2. 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費事前承認申請書兼承認通知書（様式２）
3. 見積書
4. 福祉用具のパンフレットのコピー



③ 購入費用を業者に支払い、領収書を受け取ってください。

町からの承認後、利用者は、購入費用の自己負担分（１割～３割）を福祉用具事業者に支払います。

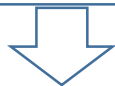
その際、領収書を受け取り、購入費用や支払った金額を確認します。



④ 町に支給申請をしてください。

〈提出書類〉

1. 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式３）
2. 利用者負担額に係る領収証



⑤ 購入費用の７～９割相当額（９万円が上限）が町から福祉用具事業者に支払われます。

福祉用具事業者の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。